

1 審議会の結論

令和4年10月26日付けの「審査請求人が平成〇年〇月に子の虐待について中央児童相談所に相談し、中央児童相談所が虐待の事実調査を行った結果のすべて及び審査請求人が提出した資料」についての保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、令和4年11月4日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）については、別表に示す部分は開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 中央児童相談所は、審査請求人の子に関する「虐待調査報告書」を作成しているはずであり、それが開示されていないことから、開示されるべきである。虐待調査報告書を作成していないのは明らかな不正であり、中央児童相談所の証拠隠滅行為も考えられる。

イ 部分開示された保有個人情報の不開示理由として宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）による改正前の宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号。以下「旧条例」という。）第17条第2号、第4号、第6号及び第7号を挙げているが、いずれにも該当しない不法行為であり、不開示部分の開示を求める。

ウ 審査請求人は、子との面会交流へ向け、再審を含め調停も検討している。不開示部分は旧条例第17条第2号ア及びイに該当する情報であり、児童相談所が開示しなかったことにより、審査請求人に不利益が生じた。また、民法及び日本国憲法の条文からも、中央児童相談所が開示にしたことは完全に不法行為である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由について、実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 「2 審査請求の内容 (2) ア」について

本件審査請求は、保有個人情報部分開示決定処分に対するものであり、調査報告書等の存在については争わない。

(2) 「2 審査請求の内容 (2) イ」について

ア 審査請求人は、不開示部分を開示すべき理由として旧条例第17条第2号ただし書ウの括弧書きに記載された「公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く」との規定について、不当ではなく完全に正当であると主張するが、本件請求においては公務員個人の私生活が脅かされるおそれのある情報が想起しづらいことから、審査請求人の主張は本件決定とは関連性がない。

イ 審査請求人は、不開示部分を開示すべき理由として、児童相談所が旧条例第17条第6号により不開示としたことによって、家庭裁判所では率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に裁判所にて混乱を生じさせ、特定の者に不当に利益を与え、審査請求人に不利益を及ぼす結果となったとしている。しかし、旧条例第17条は、同条各号に規定される保有個人情報を除き開示しなければならないとしており、開示の対象から除かれる保有個人情報として審査請求人の主張は同条文の意図することと異なる。

ウ 審査請求人は、児童相談所が不開示理由とした旧条例第17条第7号ウの「指導、選考、診断、相談その他の個人に対する評価や判断を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすもの」について、児童相談所は「子の虐待調査報告書」を作成していないため、事務を適正に遂行していない事実を隠蔽しているとしている。しかし、子の虐待調査報告書を作成しているかないかについては本規定の意図するところではない。

(3) 「2 審査請求の内容 (2) ウ」について

審査請求人は、不開示部分は旧条例第17条第2号ア及びイに該当する情報であり、児童相談所が開示しなかったことにより、審査請求人に不利益が生じたと主張するが、法令等において保有個人情報を含めた調査内容を通告者に報告する規定はない。また、本件決定は、審査請求人だけではなく、審査請求人の元妻や子など、審査請求人以外の個人の権利利益を含めて慎重に比較衡量したものである。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論（意見）要旨

審査請求人が反論書（意見書）で主張している要旨は、おおむね次のとお

りである。

ア 審査請求人は当時、元妻が行っていた虐待の通報者であり、子の親権者であったため、中央児童相談所が作成した調査報告書を確認できる立場にあった。中央児童相談所職員からも、調査後連絡すると回答されているが、何の連絡もない。

イ 元妻が子に行った虐待について、児童相談所が子に確認した際、子は虐待行為を認めたのかが重要である。保有個人情報の不開示部分に子の虐待等の情報が記載してあるかは、黒く消されているために不明である。

ウ 不開示部分は、各種法令等（日本国憲法を含む。）により、又は慣行として、開示請求者である審査請求人が知ることができる情報又は知ることが予定されていた情報であり、審査請求人は子の虐待調査結果を知る権利がある。審査請求人の元妻家族による一方的な離婚調停や児童相談所の不誠実な対応により、審査請求人は健康を害し、仕事もできなくなった。今後裁判所で面会交流についての再審が受理されれば、当時の子の調査報告書内容は必要となってくる。再度、子自身に虐待認知の手続を踏むことになるため、事実を知る必要がある。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 3月17日	諮問を受けた。
令和5年 6月30日	諮問の審議を行った。
令和5年11月 1日	諮問の審議を行った。
令和5年12月11日	諮問の審議を行った。

6 審議会の判断理由

(1) 本件対象保有個人情報について

審査請求人が求める「虐待調査報告書」については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）にその作成義務を課す規定はない。

虐待等に関する相談があった場合、児童相談所では、国の児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）を基に作成した宮崎県児童相談所事務処理要領（令和2年福祉保健部定め。以

下「事務処理要領」という。)に従って対応している。事務処理要領では、相談の受付、受理会議、調査等を行うこととなっており、「調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記録」することと定められていることから、児童相談所はこれに従い児童記録票を作成している。

その他、本件事案に関しては、児童記録票以外の文書を作成する特段の事情もないことから、当審議会では、本件対象保有個人情報、児童相談所が作成した審査請求人の子に係る児童記録票のみであると判断した。

(2) 審議会における審査方法について

当審議会は、旧条例第48条第1項及び第4項に基づき、インカメラ審理（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審議会の委員が本件決定に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこと。）を行うとともに、実施機関の出席を求め、不開示理由の説明を聴いた。また、審査請求人より意見書提出の申立てがあったことから、旧条例第48条第4項の規定に基づき、意見書の受理を行った上で、本件決定の妥当性について審議した。

(3) 旧条例の規定について

ア 旧条例第17条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

(ア) 旧条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、ただし書に掲げる情報を除くもの」を不開示情報として規定している。

(イ) 同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」と規定している。

(ウ) 同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と規定している。

(エ) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）」と規定している。

イ 旧条例第17条第6号（審議、検討、協議に関する情報）

旧条例第17条第6号は、「県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に県民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」を不開示情報として規定している。

ウ 旧条例第17条第7号（行政の事務事業に関する情報）

(ア) 旧条例第17条第7号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、同号アからキまでに掲げるものに該当するもの」を不開示情報として規定している。

(イ) 同号アからキまでのうち、ウは「指導、選考、診断、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」と規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定の妥当性について検討する。

ア 旧条例第17条第2号の妥当性について

実施機関が旧条例第17条第2号に基づき不開示とした箇所は、平成〇年〇月〇日の記録、平成〇年〇月〇日の記録、平成〇年〇月〇日の記録の右下、令和〇年〇月〇日の記録、令和〇年〇月〇日の記録の右下欄外、令和〇年〇月〇日の記録の右下及び令和〇年〇月〇日の記録の右下に記載されている聴取者の職氏名、職務遂行情報、聴取内容、電話内容、世帯照会結果及び決裁欄である。

(ア) 審査請求人の子が通う学校の教職員、同行又は対応した児童相談所職員及び世帯照会を行った宮崎市職員については、旧条例第17条第2号ただし書ウに規定する「公務員等」に当たるため、別表の①から④までに記載されている当該職員らの職氏名及びその職務遂行情報については、開示が妥当である。

(イ) 令和5年11月1日の審議会において、別表の⑤から⑧までに記載されている決裁欄を不開示とした理由を実施機関に確認したところ、旧条例第17条第2号ただし書ウの「開示することにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当すると判断したためとの回答があった。しかし、決裁欄は、担当者から所属長までが児童記録票に記載された内容を承認するという意思決定のために押印したものであり、同号ウに規定する「公務員等」の職務遂行情報に当たる。また、実施機関が主張する理由には具体性も認められなかった

ことから、同号ただし書ウの「開示することにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」には該当しない。よって、別表の⑤から⑧までに記載された決裁欄については、開示が妥当である。

イ 旧条例第17条第6号の妥当性について

平成○年○月○日の記録について、実施機関は旧条例第17条第6号に基づき不開示とした。当審議会において見分したところ、不開示部分には、中央児童相談所内で行われた会議で決定した審査請求人の子に対する援助方針が記載されており、開示することにより、児童相談所の相談援助業務における意思決定の中立性が不当に損なわれると認められる情報であることから、不開示が妥当である。

ウ 旧条例第17条第7号の妥当性について

実施機関が旧条例第17条第7号ウに基づき不開示とした平成○年○月○日の記録について、当審議会において見分したところ、不開示部分の見出しに当たる別表の⑨については、旧条例第17条第2号ウに規定する公務員の職務遂行情報であり、開示が妥当である。

その他の不開示部分には、架電、面談、訪問等の職務遂行の結果を踏まえた所見が書かれているのであって、開示することにより、援助方針の検討等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められることから、不開示が妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は、審査請求書及び反論書（意見書）において、調停や裁判との関係等について種々主張するが、それらについては、当審議会では判断しない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表)

不開示とされた情報のうち、当審議会において開示すべきと判断した箇所

開示すべきと判断した内容	該当箇所		実施機関が不開示とした理由
公務員の職氏名及び職務遂行情報	①	2 ページ 2 2 行目	第 1 7 条第 2 号
	②	2 ページ 2 6 行目及び 2 7 行目	
	③	3 ページ 3 行目	
	④	4 ページ 5 行目及び 6 行目	
決裁欄	⑤	3 ページ 2 4 行目右下	
	⑥	4 ページ 右下欄外	
	⑦	6 ページ 2 6 行目右下	
	⑧	7 ページ 3 1 行目右下	
見出し	⑨	3 ページ 1 2 行目	第 1 7 条第 7 号ウ